

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成30年(2018年)7月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】日本放送協会が放送受信契約に基づく受信料の支払を20年間請求しなかったとしても,受信料債権には民法168条1項前段の規定は適用されず,消滅時効は完成しない(平成30年7月17日最高裁)

【2】調停離婚により未成年者を監護する親権者の母Xが父Yに対し面会交流審判事件に係る前審判で定める面会を新たな協議が成立するまでの間禁止することを求めた事案。未成年者のYを拒否する心情を考慮し,審判確定もしくは調停成立まで面会交流を禁止した(平成29年3月17日名古屋高裁)

【3】Y提供の検索サービスにXの氏名に「歯科」の語を加え検索すると歯科医師法違反で逮捕された事実の情報が表示されるとしてXが人格権に基づき検索結果の削除を求めた事案。Xの法的利益の優越が明らかとは認められないとしてXの請求を棄却(平成29年9月1日横浜地裁)

【4】被保険者とは「保険の対象の所有者で保険証券に記載されたもの」との約款の条項は,損害保険契約の被保険者とは「損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者」と定める保険法2条4号イに反しないとされた事例(平成29年9月8日神戸地裁)

【5】大阪市中心部の土地の借地条件変更における承諾料の額が争われた事案。当該土地の更地価格の10%前後とするのは東京地裁を中心とする関東地方の実情であるとして,大阪地裁としては鑑定意見書に基づき更地価格の6%を承諾料相当と判示(平成30年1月12日大阪地裁)

【6】Y1社が各債権者に私的整理開始を通知しているのにX銀行がY1社及び連帯保証人に貸金残元金等の支払請求訴訟を提起するのは抜駆的行為で権利濫用との主張に対し,本判決は私的整理に加わらずに訴訟を提起しても権利濫用に当たらないと判示(平成30年2月13日東京地裁)

(商事法)

【7】特別清算開始決定後,会社継続の株主総会決議がなされ特別清算を終結したX社が,同社取締役らの不正利益取得をごまかす目的で同清算が行われたとして清算人Aらに損害賠償を請求。本判決はAにも当時の取締役らにも善管注意義務違反はなかったとした(平成29年11月10日東京地裁)

(知的財産)

【8】特許無効審判請求の不成立審決の取消訴訟。サポート要件の適合性につき本件明細書に接した当業者は請求項1記載の数値範囲内で波長,平均出力及び走査速度を適宜設定したレーザー光を走査することで本件発明1の課題を解決できると認識可能,として請求を棄却(平成30年6月27日知財高裁)

【9】特許無効審判による無効審決の取消訴訟。実施可能要件の適合性について,本件明細書の発明の詳細な説明は,組成物を生産でき,かつ,使用することができるように具体的に記載されているものとはいえないとして請求を棄却した事例(平成30年7月5日知財高裁)

【10】商標登録に関する特許庁長官への登録異議申立に特許庁審判官が維持決定したことから,本件決定の取消商標法43条の3第5項が違憲無効であることの確認 反論の機会を与えず商標登録の維持決定をすることが違憲無効の確認を求めたが訴えが却下された事例(平成30年7月10日知財高裁)

【11】被告経営の美術館が無断で原告の創作著作物,その制作工程の文章,写真等を複製し,損害賠償を求められた事案で,制作工程文章は著作物でありその改変は同一性保持権を侵害するとして一部請求を認容(平成30年6月19日東京地裁)

(民事手続)

【12】レンタル契約に訴訟の場合管轄裁判所を「C地裁又はA簡裁」とするとの管轄条項があったが,A簡裁に民事調停を申立てたところ管轄条項は「訴訟」に関する合意としてB簡裁への移送申立が認容された(平成29年9月29

日大阪地裁)

(刑事法)

【13】被告人が犯行の様子を撮影、録画したのは被害者に隠し撮りしたことを知らせて捜査機関に被告人の処罰を求めることを断念させようとしたためであるから本件ビデオは刑法19条1項2号にいう「犯罪の用に供した物」に該当しこれを没収することができる」と判示(平成30年6月26日最高裁)

【14】ホテル元従業員であった被告人は、本件ホテル内で金品を奪い、その際それを見とがめた被害者に暴行を加え死亡させ強盗殺人罪で起訴された。第1審判決は懲役18年に処したが原判決は被告人の犯人性を否定し無罪。本判決は原判決を破棄し差戻した(平成30年7月13日最高裁)

【15】松橋事件につき再審開始の地裁決定に対する即時抗告審において、新証拠により犯行の手段、方法と自白が整合しないことは、自白全体の信用性を否定することになり、確定判決の心証形成に介入することになるがその判断手法は違法、不適切なものではないと判示(平成29年11月29日福岡高裁)

【16】被告人は、大型貨物自動車の右側面部付近に佇立又は歩行していた被害者を右サイドミラーを確認せず車を発進させ死亡させたとして起訴されたが、第一審判決は被告人無罪。検察の控訴に対し本判決も被告人が注意義務を尽くしたとして控訴を棄却した(平成30年6月29日福岡高裁)

(公法)

【17】土地の固定資産評価について、当該土地に接する街路が建築基準法42条1項3号所定の道路に該当する旨の市長の判定があること等を理由に上記街路が同号所定の道路に該当することを前提とする登録価格の決定を適法とした原審の判断に違法があるとされた事例(平成30年7月17日最高裁)

【18】本件発電所の安全性審査に当たり原子力規制委員会が用いた新規制基準に違法や不合理はなく、新規制基準に適合するとした同委員会の判断に不合理な点はなく、危険性は管理・統制されているとして運転差止めを求め1審原告らの本件請求は理由がないと判示(平成30年7月4日名古屋高裁金沢支部)

【19】特例容積率適用地区の区域内にあり、容積率限度指定がなされた土地の価格決定にあたり、容積率限度指定を減価要因とせず固定資産の価格を決定した東京都固定資産評価審査委員会の審査決定を取り消した事例(平成29年9月14日東京地裁)

【20】Yが発行する新聞に掲載した証言の信憑性に合理的な疑義が生じていたにもかかわらずその旨を報じず同証言に関連する記事を掲載したのは一般市民の知る権利を侵害したとして慰謝料請求。憲法21条1項の規定が私人Y適用ないし類推適用されないとして請求を棄却(平成29年11月7日甲府地裁)

【21】大阪府の住民が、府知事が耐震性等に十分な調査をせず建物を購入したことにつき損害賠償を求め、府は監査請求期間を徒過していると主張。本判決は期間を超えてされた監査請求に「正当な理由」を認めつつ府知事の判断に裁量権の逸脱、濫用は認められないとした(平成29年12月7日大阪地裁)

(社会法)

【22】YからXに支払われた業務手当(基本給と区別された定額の手当)は本件雇用契約において時間外労働等に対する対価として支払われるものとされていたと認められ、上記業務手当の支払をもってXの時間外労働等に対する賃金の支払とみることができるとした事例(平成30年7月19日最高裁)

【23】卒業式等で国歌斉唱の際に国旗に向かって起立、斉唱を命ずる校長の職務命令に従わなかったとして教育委員会Yが再任用職員等の選考で公立学校教職員Xらを不合格等としたことが違法として損害賠償を求めた事案。原判決を覆してYに違法はないとした(平成30年7月19日最高裁)

【24】学校法人Y3の小学校の教頭Xが主的に懲戒解雇、予備的に普通解雇され解雇無効を主張。Xが虚偽の事実を述べてY3に慰謝料請求をしたことや、Y3及び理事長の名誉と信用を毀損したことなどの解雇事由に基づく解雇は社会通念上相当性を欠くとはいえないとした(平成28年12月7日東京高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最三判平成30年7月17日 最高裁HP

平成29(受)2212 放送受信料請求事件(棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/877/087877_hanrei.pdf

【裁判要旨】

日本放送協会が放送受信契約に基づく受信料の支払を20年間請求しなかったとしても、受信料債権には、民法168条1項前段の規定は適用されず、消滅時効は完成しない。

(理由)

放送法は、公共放送事業者である日本放送協会の事業運営の財源を、同協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者に広く公平に受信料を負担させることによって賄うこととし、上記の者に対し受信契約の締結を強制する旨を定めた規定を置いているのであり、受信料債権は、このような規律の下で締結される受信契約に基づき発生するものである。受信契約に基づく受信料債権について民法168条1項前段の規定の適用があるとすれば、受信契約を締結している者が将来生ずべき受信料の支払義務についてまでこれを免れ得ることとなり、上記規律の下で受信料債権を発生させることとした放送法の趣旨に反するものと解される。

(2) 名古屋高決平成29年3月17日 判例時報2367号58頁

平成28(ラ)385号 面会交流審判に対する即時抗告事件 変更(特別抗告<抗告棄却>)

本件は、調停離婚により未成年者の親権者であり未成年者を監護する母Xが父Yに対し、面会交流審判事件に係る前審判で定める面会を、新たな協議が成立するまでの間、禁止することを求めた事案である。原審は、未成年者のYに対する面会を拒否する感情は強固であると認められるとしたが、未成年者のYに対する消極的感情を和らげることを期待できるというべきであるとして、前審判の定める面会を認めるのが相当であるとしたが、Xの立会いを認める期間について平成30年7月まで(前審判は平成29年3月まで)と変更したところ、XY双方が即時抗告した。

本決定は、未成年者が当初からYを頑に拒否し続けていることは明らかであり、遅くとも平成28年12月以降直接的面会交流をさせるべきでないことが明らかと判断し、原審判を変更し、Yは未成年者との面会交流につき、Xとの間で新たな協議が成立するか、これを許す審判が確定し又は調停が成立するまでの間、面会交流してはならないとした。

(3) 横浜地判平成29年9月1日 判例時報2367号71頁

平成27(ワ)2348号 検索結果削除請求事件 棄却(控訴<控訴棄却>)

本件は、歯科医師Xが自らの診療所において、歯科医師資格を有しない者に問診やエックス線照射等の診療行為をさせた歯科医師法違反の被疑事実で逮捕され、新聞報道されたところ、XがYに対し、Yが提供する検索サービスを利用してXの氏名に「歯科」との語を加えた条件で検索すると被疑事実が書き込まれたウェブサイトのURL等の情報が表示されるとして、人格権に基づき検索結果の削除を求めた事案である。

本判決は、本件逮捕等の事実が歯科医師の資格に関わる重大な事柄であり、Xが現役の歯科医師であることに照らすと、Xの歯科医師としての資質に関する社会の正当な関心事であると評価できること、事実が伝達される範囲がXの歯科医師たる資質に正当な関心を抱く者に限られること等を指摘し、本件検索結果が表示されることによるXの被害の内容及び程度を考慮しても、事実が公表されないXの法的利益の優越が明らかとは認められないとしてXの請求を棄却した。

(4) 神戸地判平成29年9月8日 判例タイムズ1448号242頁

平成28年(ワ)第2267号 保険金請求事件(請求棄却, 確定)

X1及びX2が、火災によりX1所有の建物(本件建物)及びその内部にあるX2所有の家財一式が焼損したとして、X2とYの間の被保険者をX2とする火災損害保険契約に基づき、Yに対し、X1においては本件建物について、X2においては家財について保険金の支払いを求めた事案において、Yが、本件保険契約にかかる普通保険約款によれば、被保険者とは、「保険の対象の所有者で保険証券に記載されたもの」であるから、X1を本契約の被保険者に当たらないとしてX1の請求を争った。X1は、被保険者の要件を「保険の対象の所有者」に加え「保険証券に記載されたもの」とする約款は、損害保険契約の被保険者とは「損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者」と定める保険法2条4号イに反すると主張した。

本判決は、損害保険契約の「被保険者」は、契約の一般原則に基づき、当事者の合意により定まるが、同法2条4号イ所定の要件を満たさない者であった場合には当然契約は無効となり、そうすると、損害保険契約の当事者が、同号イ所

定の要件を充足しない者を「被保険者」とした場合、たとえ客観的に同要件を満たす者が他に存在するとしても、その者が「被保険者」と定められていない以上、「被保険者」には当たらず、本件約款の定めは保険法に反しないとして、X1の請求を棄却し、X2の請求に対しても、本件火災の発生は同居親族に重過失があるとして棄却した。

(5)大阪地決平成30年1月12日 判例タイムズ1448号176頁

平成28年(借チ)第12号建物の構造等に関する借地条件変更申立事件(一部認容,確定)

相手方から大阪市中心部の土地を借りて給油所を経営してきた申立人が、既存施設を更新して自転車販売店舗を建築したいと申し入れたが、相手方から応答がないことを理由として、相手方に対し、地主の承諾に代わる許可を求めて借地非訟の申立をした事案において、承諾料の額が争いとなり、申立人が固定資産評価額の3%と主張したのに対し、相手方が私的な取引事例を含めた時価の10%程度と主張した。

本決定は、文献によれば、借地条件変更の場合、承諾料について当該借地の更地価格の10%相当額を原則としていること、裁判例を概観すると上限が15%、下限が7%あたりであろうこと等について、これらは東京地裁を中心とする関東地方の実情であり、大阪地裁管内では必ずしも妥当せず、大阪地裁における借地非訟事件の申立は件数も少なく、関西地方に借地取引の実務慣行が存在するとの文献も見当たらないので、当裁判所の判断は鑑定意見書によるべきであると、更地価格の6%(2210万円)を承諾料として相当としたうえで、将来の紛争予防の趣旨から相手方が和解案として提示した2500万円を本件承諾料として決定した。

(6)東京地判平成30年2月13日 金法2093号73頁

平成29年(ワ)第25115号 貸金返還請求事件〔請求棄却〕

本件は、消費貸借契約の貸主であるX銀行が、借主であるY1社並びに連帯保証人であるY2およびY3に対し、連帯して、貸金残元金合計4434万2785円およびこれに対する利息・遅延損害金等の支払を求めた事案である。Yらは、Xによる本訴提起が、これに先立ってY1社が各債権者に対し私的整理を開始したことを通知していることとの関係で、抜け駆けの行為に当たり、権利濫用として許されないと主張している。

本判決は、いったん私的整理に加わっていながら後になって私的整理の枠外で債権の満足を得る場合は別論として、原則として、私的整理に加わらずに債権者が満足を得るために債務者に対し訴訟を提起することが権利の濫用であると評価されるものではないと判示した。

【商事法】

(7)東京地判平成29年11月10日 金法2093号80頁

平成27年(ワ)第9362号 損害賠償請求事件〔請求棄却〕

本件は、当時の清算人Aにより特別清算の申立てがされ、その開始決定を受けたが、その後会社を継続する旨の株主総会決議がされて特別清算を終結する旨の決定を受けた株式会社であるXが、同社の取締役であったY1およびY2に対し、Yらが自らが不正に利益を得ていた痕跡を消すなどの目的で、著しく合理性を欠いた判断に基づき、債務超過ではなかったXについて必要のない特別清算をする方針を決定しており、Xを特別清算する旨の方針決定から解散、特別清算の申立ての一連の過程においてXに対する善管注意義務違反があったなどと主張し、会社法423条1項、430条に基づき、連帯して、5295万8808円の損害賠償金等の支払を求める事案である。

本判決は、清算株式会社に債務超過の疑いがあるとはいえない場合において、清算人が特別清算申立てをするか否かについては、清算人の判断にゆだねられており、清算人は、その裁量の範囲を超えて特別清算の申立てをし、善管注意義務に違反したと認められる場合には、任務を怠ったものとして清算株式会社に対する損害賠償責任を負うが、本件では、債務超過の疑いがあると認められ、仮にこれが認められなかった場合であっても、裁量の範囲を超えて特別清算の申立てをしたとは認められず、当時の清算人であったAが善管注意義務に違反したとは認められないため、当時の取締役であるYらにおいても、その善管注意義務に違反し任務を怠ったとは認められないと判示した。

【知的財産】

(8)知財高裁平成30年6月27日

平成29年(行ケ)10178 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/846/087846_hanrei.pdf

特許無効審判請求の不成立審決の取消訴訟であって、サポート要件の適合性について、「本件明細書に接した当業者は、請求項1記載の各数値範囲内で、波長、平均出力及び走査速度を適宜設定したレーザー光を走査することにより、本件発明1の課題を解決できることを認識できる」として、請求を棄却した事案。

本件明細書の発明の詳細な説明には、(1)実施例1ないし16において、照射条件「波長355nm、平均出力8W」、

長266nm,平均出力3W」又は「波長532nm,平均出力12W」のレーザー装置で,酸化チタン,黄色三二酸化鉄又は三二酸化鉄錠剤を配合した,フィルムコート錠等に対し,文字又は中心線をマーキングしたこと,(2)「波長355nm,平均出力8W」かつ走査速度1000mm/secで,実施例13のフィルム錠にレーザー照射を行い,レーザー照射後に二酸化チタンの粒子が凝集していることが確認されたこと,(3)レーザー波長に関し,レーザーは,その波長が200 1100nmを有するものを用いること(さらに,好ましい範囲,より好ましい範囲の例示あり),(4)レーザー出力に関し,レーザーを走査する際の平均出力は,対象とする経口投与用組成物の表面がほとんど食刻されない範囲で使用することができるが,例えば,その平均出力は,0.1W 50Wであり(さらに,好ましい範囲,より好ましい範囲の例示あり),単位時間あたりのレーザー照射エネルギーが強すぎると,アブレーションにより錠剤表面で食刻が発生し,変色部分まで剥がれてしまい,また,出力が弱いと変色が十分ではないこと,(5)レーザーの走査速度(スキャニング速度)に関し,スキャニング速度は,特に限定されるものではないが,20mm/sec 20000mm/secであり,また,スキャニング速度は,高いほどマークの識別性に影響を与えることなく生産性を上げることができること(さらに,レーザー出力5Wおよび8Wの場合に,スキャニング速度について,好ましい範囲,より好ましい範囲の例示あり),(6)単位面積当たりのエネルギーに関し,単位面積当たりのレーザーのエネルギーは,マーキングの可否及び経口投与用組成物の食刻の有無の観点から,390 21000mJ/cm²であること(さらに,好ましい範囲,より好ましい範囲の例示あり)の記載がある。

上記(1)ないし(6)の記載を総合すると,本件明細書に接した当業者は,請求項1記載の波長(200nm 1100nm),平均出力(0.1W 50W)及び走査工程の走査速度(80mm/sec 8000mm/sec)の各数値範囲内で,波長,平均出力及び走査速度を適宜設定したレーザー光で,酸化チタン,黄色三二酸化鉄及び三二酸化鉄からなる群から選択される少なくとも1種の変色誘起酸化物を分散させた経口投与用組成物の表面を走査することにより,変色誘起酸化物の粒子を凝集させて変色させてマーキングを行い,「医薬品や食品のような経口投与用組成物等の品質を損なわずに優れた識別性を有する経口投与用組成物を得ることができ,かつ,生産性にも優れたマーキング方法を開発する」という本件発明1の課題を解決できることを認識できるものと認められる。

したがって,本件発明1は,本件明細書の発明の詳細な説明に記載されたものといえるから,請求項1の記載は,サポート要件に適合するものと認められる。

(9)知財高裁平成30年7月5日

平成29年(行ケ)10143 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/859/087859_hanrei.pdf

特許無効審判による無効審決の取消訴訟であって,実施可能要件の適合性について,「本件明細書に接した当業者は,pHを調整することにより,本件訂正発明に係る組成物が兼ね備えるべき2つの性質の両立が可能であることを一応理解できるが,本件明細書の発明の詳細な説明においては,どの程度のpHの調整が必要であるのかについての具体的な情報が余りにも不足しているといわざるを得ない」として,請求を棄却した事案。

本件訂正発明のような有機アンモニウム化合物を含有するレジスト除去・洗浄剤では,技術常識に照らせば,当業者は,一般論として,塩基の濃度とpHを調整することにより,レジスト除去に代表されるポリマー,エッチング・アッシング残渣の除去作用の強弱と,回路材料である金属の腐食作用の強弱とを変化させることが可能であると一応理解できるというべきである。さらに,当業者は,本件明細書の記載から,レジスト除去をより高温で,より長時間行うと,より完全となる傾向があることも理解することができる。

そして,本件明細書に接した当業者は,塩基の濃度及びpHと,基板からのポリマー,エッチング・アッシング残渣の除去作用,及び回路材料である金属の腐食作用との間に関係性があるとの技術常識を考慮して,pHを調整することにより,ポリマー,エッチング・アッシング残渣の除去と金属で形成された回路の損傷量を許容し得る範囲に抑えることの両立が可能であることを一応理解できるとはいえるものの,反面,本件明細書の発明の詳細な説明においては,当該調整の出発点となるべき具体的組成物の実際のpHの値が一切明らかにされていない上,基板からのポリマー,エッチング・アッシング残渣の除去作用と回路材料である金属の腐食作用との関係において,どの程度のpHの調整が必要であるのかについての具体的な情報が余りにも不足しているといわざるを得ない。そのため,当業者が,本件明細書の発明の詳細な説明の記載に基づいて,本件訂正発明に係る組成物を生産しようとする場合,具体的に使用するレジストや回路材料等を念頭に置いて,基板からのポリマー,エッチング・アッシング残渣の除去と回路の損傷量を許容し得る範囲に抑えることが両立した適切な組成物を得るためには,的確な手掛かりもないまま,試行錯誤によって各成分の配合量を探索せざるを得ないところ,このような試行錯誤は過度の負担を強いるものというべきである。

したがって,本件明細書の発明の詳細な説明の記載は,訂正後発明1 7の組成物を生産でき,かつ,使用することができるように具体的に記載されているものとはいえない。

(10)知財高判平成30年7月10日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10011号 商標登録維持決定取消請求事件 商標権 行政訴訟 (却下)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/867/087867_hanrei.pdf

本件は、原告であるベストライセンス株式会社が、商標登録について特許庁長官に登録異議申立て(本件登録異議事件)をしたのに対し、特許庁審判官が維持決定(本件決定)をしたことから、被告特許庁長官に対し、本件決定の取消しを求めるとともに、被告らとの間で、商標法43条の3第5項が違憲無効であることの確認、商標登録異議事件の審理手続において異議申立人に反論の機会を全く与えず商標登録の維持決定をすることが違憲無効であることの確認を、それぞれ求めた事案。

商標法43条の3第5項は、維持決定に対しては不服を申し立てることができないと規定する。このように、本件決定に対しては不服を申し立てることができないのであるから、本件決定の取消しを求める訴えは、そもそも同法43条の3第5項の規定に違反するものであって、不適法なものである。

また、裁判所法3条1項の規定にいう「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるのは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限られるところ、このような具体的な紛争を離れて、裁判所に対し抽象的に法令等が憲法に適合するかしないかの判断を求めることはできないと解するのが相当である。

そして、「商標法43条の3第5項が違憲無効であることの確認」に係る訴えは、具体的な紛争を離れて、抽象的に商標法43条の3第5項の規定が違憲無効であることの確認を求めるものにすぎない。したがって、上記訴えは、「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるものとはいえず、不適法なものである。

また、「商標登録異議事件の審理手続において異議申立人に反論の機会を全く与えず商標登録の維持決定をすることが違憲無効であることの確認」に係る訴えは、具体的な紛争を離れて、抽象的に商標登録異議事件における一つの審理方法が違憲無効であることの確認を求めるものにすぎない。したがって、上記訴えは、「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるものとはいえず、不適法なものである。

以上のとおり、本件訴えは不適法であり、その不備を補正することができない、として本件訴えは却下された。

(11)東京地判平成30年6月19日 裁判所HP

平成28年(ワ)第32742号 著作権侵害差止等請求事件 著作権 民事訴訟 (一部認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/871/087871_hanrei.pdf

原告らが、故久保田一竹(以下「故一竹」)が開発した「一竹辻が花」という独自の染色技術を用いた創作著作物作品や、その制作工程に関する文章及び写真等について著作権及び著作者人格権を有している(具体的には、原告Aが、一竹作品、制作工程写真及び美術館写真の著作権を有するとともに、制作工程文章の著作権及び著作者人格権を有する。)ところ、久保田一竹美術館(以下「一竹美術館」)を経営する被告が、同美術館において販売している商品等に原告らに無断で上記著作物等を複製等したことにより、原告らの著作権(複製権、譲渡権、公衆送信権)及び著作者人格権(同一性保持権等)を侵害したと主張して、損害賠償等を求めた事案。

制作工程写真は、故一竹による「辻が花染」の制作工程の各場面を撮影したものであるところ、これら制作工程写真の目的は、その性質上、いずれも制作工程の一場面を忠実に撮影することであり、そのため、被写体の選択、構図の設定、被写体と光線との関係等といった写真の表現上の諸要素はいずれも限られたものとならざるを得ず、誰が撮影しても同じように撮影されるべきものであって、撮影者の個性が表れないものというべきである。したがって、制作工程写真は、いずれも著作物とは認められない。

美術館写真は、一竹美術館の外観又は内部を撮影したものであるところ、これら美術館写真の目的は、その性質上、いずれも一竹美術館の外観又は内部を忠実に撮影することであり、そのため、被写体の選択、構図の設定、被写体と光線との関係等といった写真の表現上の諸要素はいずれも限られたものとならざるを得ず、誰が撮影しても同じように撮影されるべきものであって、撮影者の個性が表れないものである。したがって、美術館写真は、いずれも著作物とは認められない。

制作工程文章は、「辻が花染」の各制作工程を説明したものである。その目的は、各制作工程を説明することにあるため、各制作工程文章の具体的な表現は、その作成者の経験を踏まえた独自のものとなっており、作成者の個性が表現されているといえるから、制作工程文章は全体として創作性があり、著作物と認められる。

そして、被告作品集と制作工程文章を比較対照すると、被告作品集の制作工程に関する各文章は、制作工程文章の各文章と全く同一か、又はほとんど同一であり、一部改変され、相違点はあるものの、全体として制作工程文章の表現上の本質的な特徴を直接感得することができる。

よって、被告は被告作品集において制作工程文章を複製ないし翻案したものと認められ、複製権ないし翻案権を侵害する。そして、上記改変は著作者の意に反する改変といえるから、同一性保持権を侵害する、として原告らの請求は一部(原告ら合計で約2891万円)認容された。

【民事手続】

(12)大阪地決平成29年9月29日 判例時報2369号34頁

平成29年(ソ)20号 移送申立却下決定に対する即時抗告事件(取消・請求認容(確定))

申立人と相手方は、レンタル基本契約を締結し、取引を開始した。かかる契約書には「訴訟の必要が生じた場合には、C地裁またはA簡裁を管轄裁判所とする」との管轄条項があった。申立人が相手方に建設機械を貸し渡したものの、相手方は賃貸料等を支払わないので、申立人は、相手方に対し、賃貸料等の支払を求めてA簡裁に民事調停を申立てた。相手方は、同管轄条項は、「訴訟」に関する合意であるとして、B簡裁への移送申立をした。

本決定は、調停については新たに管轄の合意を締結する負担を申立人に負わせるとしても合理的な負担といえ、原決定(相手方の移送申立を却下した)を取り消して、請求を認容した。

【刑事法】

(13)最一決平成30年6月26日 最高裁HP

平成29年(あ)第530号 強姦未遂,強姦,強制わいせつ被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/850/087850_hanrei.pdf

(判旨)

弁護人及び被告人本人の上告趣意は刑法405条の上告理由に当たらない。

なお、以下職権で判断する。

被告人が、犯行の様子を被害者に気づかれないように撮影しデジタルビデオカセットに録画したのは、被害者に隠し撮りしたことを知らせて、捜査機関に被告人の処罰を求めることを断念させ、刑事責任の追及を免れようとしたためであるから、本件デジタルビデオカセットは、刑法19条1項2号にいう「犯罪の用に供した物」に該当し、これを没収することができる。

(14)最二判平成30年7月13日 最高裁HP

平成29年(あ)第837号 強盗殺人被告事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/874/087874_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、本件ホテルの元従業員であったが、本件ホテル内で金品物色中ホテル支配人(被害者)に発見されたことから、二百数十枚の千円札を含む約26万円の現金を強取し、その際の暴行により被害者を死亡させた行為で、強盗殺人罪で起訴された。

第1審判決は、殺人罪及び窃盗罪で被告人を懲役18年に処した。

原判決は、被告人の犯人性を否定し、無罪の言渡しをした。

(判旨)

原判決は、第1審判決の説示を分断して個別に検討するのみで、被告人が事件直後に自己名義の預金口座に230枚の千円札を入金した事実及び本件犯人が二百数十枚の千円札を含む現金約26万円を奪取した事実や被告人が犯行時に犯行現場に近接した場所にいた事実等の状況証拠によって認められる一定の推認力を有する間接事実の総合評価をしておらず、第1審判決の事実認定が不合理であることを十分に示したもとはいえない。よって、原判決を破棄し、差し戻す。

(15)福岡高決平成29年11月29日 判例時報2368号87頁

平成28年(く)第119号 再審開始決定に対する即時抗告事件(抗告棄却(特別抗告))(松橋事件再審即時抗告審決定)

松橋事件につき、再審開始を認めた地裁決定(判例時報2368号97頁)に対する即時抗告審において、裁判所は、使用された凶器及び巻き付け布に関する新証拠により、自白全体の信用性が大きく揺らぎ、これら新証拠によってXが犯人ではないとの合理的疑いが生じたとする原決定は相当であると判示し、確定判決の心証形成に介入したもので再審制度の構造に反しているとの検察官の主張に対しては、新証拠による犯行の手段、方法が自白と整合しないことは、その連鎖により自白全体の信用性を否定することに行きつくのであるから、原決定は、新証拠の存在を根拠にして確定判決の心証形成に介入していることになり、その判断手法は違法、不適切なものではない、と判示した。

(16)福岡高判平成30年6月29日 裁判所HP

平成30(う)84 過失運転致死(検察官控訴を棄却し、無罪判決を維持)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/882/087882_hanrei.pdf

検察官は、「被告人は、被害者が大型貨物自動車(以下「本件車両」という)の右側面部付近に佇立するか、そこを歩行

していたにもかかわらず、運転席側の右サイドミラーで確認しなかったため、被害者に気付かずに本件車両を発進させて、被害者を死亡させたのに、被告人の過失を否定して被告人を無罪とした原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある」等として、第1審の無罪判決に対し控訴したが、控訴審判決は、証拠を検討しても被害者(末期程度の認知症)が仰向けの状態になって本件車両の右後輪で轢過された本件事故の発生機序は不明であり、本件車両発進時に被害者がその右側面部付近に佇立または歩行していたことには合理的な疑いが残るうえに、被告人は本件車両発進時に右サイドミラーで後方を確認する注意義務を尽くしている等と判示して、控訴を棄却した。

【公法】

(17) 最三判平成30年7月17日 裁判所HP

平成28(行ヒ)406 固定資産評価審査決定取消請求事件(請求を棄却した原判決を破棄,差戻し)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/876/087876_hanrei.pdf

土地の固定資産評価について、当該土地に接する街路が建築基準法42条1項3号所定の道路に該当する旨の市長の判定があること等を理由に上記街路が同号所定の道路に該当することを前提とする登録価格の決定を適法とした原審の判断に違法があるとされた事例。

事案は、京都市長において3号道路認定した上で登録価格を決定したことに対し、幅員の事実認定の誤りに基づく3号道路非該当を主張し、その前提で登録価格が争われた取消訴訟である。原判決が3号道路認定を前提として行政処分を積み重ねることを前提としたのに対し、最高裁判所は、「3号道路該当性に関する京都市長の道路判定は、事実上の確認行為にすぎないというべきであり、当該道が3号道路に該当し、又は該当しないことを確定する効果を持つ行政処分の性質を有するものではないと解される。」とした上、「したがって、本件街路が3号道路に該当するための要件を満たすか否かは明らかでないとしながら、本件道路判定がされていること等を理由に、建築確認を受けることができないために本件各土地に建築物を建築することができない事態となる可能性はないとして、本件街路が3号道路に該当することを前提とする本件登録価格の決定は適法であるとした原審の判断には、固定資産の評価等に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。」とした。

(18) 名古屋高裁金沢支部判平成30年7月4日判決 裁判所HP

平成26(ネ)126 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件(原判決取消,請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/868/087868_hanrei.pdf

本件発電所の安全性審査に当たって原子力規制委員会が用いた具体的な審査基準である新規制基準に違法や不合理の廉があるとは認められず、また、本件発電所が新規制基準に適合するとして原子力規制委員会の判断に不合理な点があるともいえないのであって、これらを非難する1審原告らの主張がいずれも採用できない。したがって、本件発電所の危険性は社会通念上無視しうる程度にまで管理・統制されているといえるから、人格権に基づいて本件発電所の運転差止めを求める1審原告らの本件請求は理由がない。

(19) 東京地判平成29年9月14日 判例タイムズ1448号164頁

平成27年(行ウ)第205号固定資産評価審査決定取消請求事件(請求認容,控訴)

東京都千代田区に土地を所有する原告が、都知事から受けた土地の固定資産の価格決定を不服として東京都固定資産評価審査委員会に対し審査の申し出をしたが棄却決定(本件審査決定)を受けたため、東京都を被告として本件決定の取消しを求め提訴した。

本件土地は、都市計画法8条1項2号の3所定の特例容積率適用地区に指定された区域内にあり、都知事が、建築基準法57条の2第3項に基づき、本件土地の特例容積率の限度を10分の114.02(同法52条による容積率は10分の130)とし、それに隣接する土地等の特例容積率の限度を10分の150.76にそれぞれ指定しており、本判決は、本件土地に係る価格の決定にあたっては、本件容積率限度指定がなされた事実を減価要因として考慮すべきであると判断し、当該指定を減価要因とせず価格を決定した本件審査決定を取り消した。

(20) 甲府地判平成29年11月7日 判例時報2369号36頁

平成28年(ワ)第331号損害賠償請求事件(棄却(確定))

Yが発行するA新聞に掲載したB証言及びこれに関連する朝鮮人労働者の強制連行に係る記事である記事 の各記事の内容につき、記事 掲載以前にB証言の信憑性に合理的な疑義が生じていたにもかかわらず、その旨を報道せず従前と同様の記事 を掲載したことにより、一般市民Xらの知る権利を侵害したとして、XらがYに対し、不法行為に基づき慰謝料1万円の支払を求めた事案。

本判決は、憲法21条1項の規定が私人Yに対する関係で適用ないし類推適用されるものではないとし、国民は多様な報道に触れることが出来、また、国民が特定の報道機関の報道によって真実を知る権利を有するとはいえないと

して請求を棄却した。

(21)大阪地判平成29年12月7日 判例タイムズ1448号128頁

平成24年(行ウ)第5号違法支出金返還請求事件(甲事件),平成24年(行ウ)第10号共同訴訟参加事件(乙事件)(請求棄却,控訴)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/372/087372_hanrei.pdf

大阪府住民らが,同府による高層建築物の購入等につき,当時の府知事が,建物の耐震性等につき十分な調査をしないまま庁舎として使用する目的で契約をし,その購入費用や部局の移転費用を支出したことは違法であるなどと主張し,大阪府を相手に地方自治法242条の2第1項4号に基づき,府知事に対し不法行為に基づく損害賠償請求をすることを求めた住民訴訟において,本件購入費用の支出は平成22年6月25日までに終了しており,本件監査請求(平成23年10月19日)は既に1年の監査請求期間を徒過しており,当該期間を超えて請求がなされたことについて「正当な理由」(同法242条2項ただし書き)もないとして争われた。本判決は,平成21年2月頃に建物の耐震性にかかる報告書が公表されたが,この時点では原告らが監査請求をするに足りる程度に建物の購入等にかかる内容を知ることができたとはいえず,建物の耐震性に問題がうかがわれることは,その後公表された「咲洲庁舎の安全性等についての検証結果」により初めて明らかになったものといえ,その公表日から70日後にされた原告の監査請求には,期間を超えてされたことにつき「正当な理由」があるとしたが,府知事による建物の購入契約及び購入費用の支出については,その判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められないとして原告らの請求を棄却した。

【社会法】

(22)最一判平成30年7月19日 最高裁HP

平成29(受)842 未払賃金請求控訴,同附帯控訴事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/883/087883_hanrei.pdf

【裁判要旨】

YからXに支払われた業務手当(基本給と区別して支払われる定額の手当)は,本件雇用契約において,時間外労働等に対する対価として支払われるものとされていたと認められるから,上記業務手当の支払をもって,Xの時間外労働等に対する賃金の支払(労働基準法37条)とみることができるとした事例。

(理由)

本件雇用契約に係る契約書及び採用条件確認書並びにYの賃金規程において,月々支払われる所定賃金のうち業務手当が時間外労働に対する対価として支払われる旨が記載され,また,YとX以外の各従業員との間で作成された確認書にも,業務手当が時間外労働に対する対価として支払われる旨が記載されていたというのであるから,Yの賃金体系においては,業務手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものと位置付けられていたといえる。さらに,Xに支払われた業務手当は,1か月当たりの平均所定労働時間(157.3時間)を基に算定すると,約28時間分の時間外労働に対する割増賃金に相当するものであり,Xの実際の時間外労働等の状況と大きくかい離するものではない。

(23)最一判平成30年7月19日 最高裁HP

平成28(受)563 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/885/087885_hanrei.pdf

【裁判要旨】

公立高等学校の教職員Xらが,教育委員会Yに対し,卒業式等において国歌斉唱の際に国旗に向かって起立して斉唱することを命ずる旨の校長の職務命令に従わなかったことを理由として,Yが再任用職員等の採用候補者選考においてXらを不合格等としたことが違法であるとして損害賠償を求めた事案において,本件不合格等はYが裁量権を逸脱又は濫用したものであるとした原判決を覆して,Yに違法はないとした事例。

(理由)

本件職務命令は,地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ,生徒等への配慮を含め,教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに式典の円滑な進行を図るものであって,その遵守を確保する必要がある。そして,Xらの本件職務命令に違反する行為は,学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気を一定程度損なう作用をもたらすものであって,式典に参列する生徒への影響も伴うことは否定し難い。加えて,Xらを再任用職員等として採用した場合にXらが同様の非違行為に及ぶおそれがあることを否定し難いものとみること,必ずしも不合理であるとは言えない。これらに鑑みると,Yが,再任用職員等の採用候補者選考に当たり,本件職務命令に違反したことをXらに不利益に考慮し,これを他の個別事情のいかにかわらず特に重視すべき要素であると評価し,そのよう

な評価に基づいて本件不合格等の判断をすることが、その当時の再任用制度等の下において、著しく合理性を欠くものであったということはない。

(24)東京高判平成28年12月7日 判例時報2369号61頁

平成28年(ネ)第2773号 損害賠償,地位確認等請求事件(取消,請求棄却)

学校法人Y3が運営する小学校の教頭Xは、Y3から主位的に懲戒解雇,予備的に普通解雇され,この解雇の無効を争った。

本判決は、Xは保護者面談の際にパワーハラスメントを受けたとの虚偽の事実を述べてY3に対し慰謝料請求をしたこと(解雇事由1),Y3が業務委託していたサッカースクールに多額の資金が流出し,理事長Y1,理事Y2の横領又は背任の疑いがあるなどとして告発を行い,Y3,Y1の名誉と信用を毀損したこと(解雇事由2),多数の教員に虚偽の事実を述べてY3及びY1の名誉と信用を毀損したこと(解雇事由3)は,どれも普通解雇事由に該当し,これらの解雇事由に基づく解雇が社会通念上相当性を欠くとはいえないとした。

【紹介済判例】

最三決平成28年7月12日 判例タイムズ1448号72頁

平成26年(あ)第747号業務上過失致死傷被告事件(上告棄却)

法務速報183号19番にて紹介済み

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/020/086020_hanrei.pdf

最一判平成28年12月19日 判例時報2369号125頁

平成27年(あ)第1856号 殺人,銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(破棄自判)

法務速報188番20号にて紹介済み。

最一判平成28年12月19日 判例タイムズ1448号66頁

平成27年(あ)第1856号殺人,銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(破棄自判)

法務速報188号20番にて紹介済み

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/355/086355_hanrei.pdf

大阪地判平成29年8月25日 判例時報2368号23頁

平成29年(ワ)第1909号 慰謝料請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

法務速報205号18番で紹介済み。

知財高判平成29年10月24日 判例タイムズ1448号118頁

平成29年(行ケ)第10094号審決取消請求事件(認容,上告受理申立)

法務速報199号10番にて紹介済み

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/159/087159_hanrei.pdf

最三決平成29年12月11日 判例時報2368号15頁

平成29年(あ)第1079号 詐欺未遂被告事件(上告棄却) だまされたふり作戦事件上告審決定

法務速報200号20番で紹介済み。

最三決平成29年12月11日 判例タイムズ1448号62頁

平成29年(あ)第1079号詐欺未遂被告事件(上告棄却)

法務速報200号20番にて紹介済み

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/302/087302_hanrei.pdf

最一判平成29年12月14日 判例時報2368号30頁

平成29年(受)第675号 建物明渡等請求事件(上告棄却)

法務速報200号9番で紹介済み。

最二判平成29年12月15日 金法2093号66頁

平成28年(行ヒ)第303号 所得税更正処分等取消請求事件〔上告棄却〕

法務速報200号25番で紹介済み。

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/308/087308_hanrei.pdf

最一判平成29年12月18日 判例タイムズ1448号56頁

平成29年(受)第84号総会決議無効確認等請求本訴,組合理事地位確認請求反訴事件(破棄差戻)

法務速報200号2番にて紹介済み

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/311/087311_hanrei.pdf

最三決平成29年12月19日 判例時報2368号18頁

平成29年(許)第19号 再生計画認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報201号17番で紹介済み。

最三判平成29年12月19日 判例タイムズ1448号52頁

平成28年(受)第1797号否認権行使請求事件(変更(一部破棄自判,一部棄却))

法務速報200号16番にて紹介済み

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/318/087318_hanrei.pdf

最三判平成29年12月19日 金法2092号76頁

平成28年(受)第1797号 否認権行使請求事件〔上告棄却〕

法務速報200号16番で紹介済み。

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/318/087318_hanrei.pdf

最三決平成29年12月19日 金法2092号90頁

平成29年(許)第19号 再生計画認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件〔抗告棄却〕

法務速報201号17番で紹介済み。

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/339/087339_hanrei.pdf

最一決平成29年12月25日 判例時報2368号56頁

平成28年(あ)第137号 殺人未遂幫助被告事件(上告棄却) 東京都庁郵便小包爆発事件

法務速報201号20番で紹介済み。

2. 平成30年(2018年)7月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 196 20

ギャンブル等依存症対策基本法

・・・ギャンブル等依存症対策に関する基本理念,国,地方公共団体等の責務,ギャンブル等依存症対策の基本事項を定めた法律。

・衆法 196 44

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・北方領土問題等の解決の促進のための特別の措置として,特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備の追加,北方領土隣接地域振興等基金の取崩し等を定めた法律。

・衆法 196 45

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し,これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることを定めた法律。

・衆法 196 46

平成30年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

・・・平成30年特定災害関連義援金について,差押えを禁止すること等を定めた法律。

・参法 196 17

公職選挙法の一部を改正する法律

・・・参議院選挙区選出議員の選挙について選出議員の定数を増加して各選挙区において選挙すべき議員の数の是正すること,参議院比例代表選出議員の選挙について選出議員の定数を増加すること等を定めた法律。

・閣法 196 41

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律

・・・オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正を踏まえ,気候に及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾン層の保護を図るため,製造の規制等の措置を講ずる物質に特定物質代替物質を加えることを定めた法律。

・閣法 196 43

都市農地の貸借の円滑化に関する法律

・・・都市農地の貸借の円滑化のための措置として,都市農地の所有者から都市農地について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けようとする者が,市町村の長から事業計画の認定を受けることにより,農地法の一部が適用除外になること等を定めた法律。

・閣法 196 47

健康増進法の一部を改正する法律

・・・望まない受動喫煙の防止のため,多数の者が利用する施設等の区分に応じ当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止すること,当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めた法律。

・閣法 196 58

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

・・・相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設,自筆証書遺言の方式の緩和,遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を定めた法律。

・閣法 196 59

法務局における遺言書の保管等に関する法律

・・・法務局において自筆証書遺言に係る遺言書の保管及び情報の管理を行う制度の創設,当該遺言書について家庭裁判所の検認を要しないこととすること等を定めた法律。

・閣法 196 60

医療法及び医師法の一部を改正する法律

・・・地域間の医師偏在の解消等を通じ,地域における医療提供体制を確保するため,都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定,臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等を定めた法律。

・閣法 196 62

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律

・・・環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い,環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の整備をした法律。

・閣法 196 63

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

・・・時間外労働の限度時間の設定,高度な専門的知識等を要する業務に就きかつ一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設,短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者と通常の労働者との間の不合理な待遇の相違の禁止等を定めた法律。

・閣法 196 64

特定複合観光施設区域整備法

・・・特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として,都道府県等による区域整備計画の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度,カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等について定めた法律。

3.7月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

尾川宏豪 著 きんざい 159頁 1,620円

後見預金

事故情報調査会 海道 野守 著 保険毎日新聞社 349頁 4,860円

裁判例にみる交通事故物的損害 全損 第3集

伊東 大祐/編著 伊庭 潔 岩田 賢 佐藤 正章 清水 晃/著 新日本法規 197頁 2,700円

ヒアリングシートを活用した 遺言書作成聴取事項のチェックポイント

岩田合同法律事務所/編 田子 真也/編集代表 佐藤 修二 村上 雅哉 大櫛 健一 飯田 浩司/編著 日本加除出版 434頁 4,860円

時効・期間制限の理論と実務

高倉 武 著 司法協会 203頁 1,944円

簡裁事件における事実認定の在り方

民事裁判, 刑事裁判, 民事調停における異同を中心として

木納 敏和 鈴木 道夫 高須 順一 藤原 浩/編著 451頁 4,860円

民事紛争解決の基本実務

4.7月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

大阪弁護士会知的財産委員会出版プロジェクトチーム/編 経済産業調査会 301頁 3,240円
Q&A 特許法～大阪の弁護士が解説する知的財産権～

近藤 雅人 川口 昌紀 松田 昭久 田中 俊男 佐々木 栄美子/共著 清文社 309頁 2,700円
実務家必読 判決・裁決に学ぶ税務通達の読み方

石原 坦 編著 第一法規 213頁 3,024円
英文契約書レビューに役立つアメリカ契約実務の基礎

加藤 新太郎 高瀬 順久 出張 智己/編集 第一法規 546頁 5,184円
裁判官と弁護士で考える 保険裁判実務の重要論点

佐藤三郎/加藤文人/京野垂日 編著 きんざい 337頁 4,536円
弁護士会照会ハンドブック

田中 和明/編著 日本加除出版 349頁 3,780円
詳解 民事信託 実務家のための留意点とガイドライン

関東弁護士連合会 編 商事法務 184頁 3,456円
法教育教材 わたしたちの社会と法

5. 発刊書籍<解説>

「ヒアリングシートを活用した 遺言書作成聴取事項のチェックポイント」

遺言を作成する際に確認するであろうポイントを取り上げ、なぜ確認すべきか法的説明、実務的な対応などが解説されている。さらに遺言の条項例も記載されている。実務で使用するヒアリングシートが掲載されており、ダウンロードも可能である。遺言作成の際に想定される様々な状況について、整理されて解説されており、実務に生かしやすい参考になる本である。

「Q&A 特許法～大阪の弁護士が解説する知的財産権～」

特許法に関する重要論点について、「知財ぷりずむ」誌での連載記事を法令改正や判例等を踏まえて加筆、修正し掲載した本である。Q&A方式で端的に分かりやすく解説されており、近時の議論も踏まえているため、知的財産実務に携わる際に、参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。